

説明会開催について

左記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催します。なお、この説明会は、土地収用法第十五条の十四の規定に基づく説明会にも該当しますので、申し添えます。

◇起業者の名称及び住所

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

国土交通大臣 大 畠 章 宏

◇事業の種類

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上地内から曾於市大隅町岩川字鳥居川地内までの間）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

◇事業の施行を予定する土地の所在

鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上地内から曾於市大隅町岩川字鳥居川地内まで

◇会場及び日時

- 一 鹿児島県曾於市大隅町中之内九一四六番地
岩川地区農業構造改善センター 平成二十三年七月七日（木）
午後七時から午後八時まで（受付開始午後六時三十分）
- 二 鹿児島県曾於郡大崎町野方二八九三番地二
大崎町野方地区活性化センター 平成二十三年七月八日（金）
午後七時から午後八時まで（受付開始午後六時三十分）
- 三 鹿児島県鹿屋市上高隈町二六二番地一
鹿屋市高隈地区交流促進センター 平成二十三年七月十一日（月）
午後七時から午後八時まで（受付開始午後六時三十分）

◇主催

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所

◇問い合わせ

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所

設計計画担当・調査第三課

電話〇九九四（六五）二九九五

用地担当・用地課

電話〇九九四（六五）二五四三